

## 届出の際に必要な書類

### 建築物の建築等又は工作物の建設等に係る行為

正本1部及びその写し1部を提出してください

図書の名称	内 容	備 考
行為届		
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	
当該敷地及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺 1 / 2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注)
当該敷地及び周辺の状況を示す写真	・当該敷地、建築物又は工作物の付近から撮影したものと、周辺のまちなみがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注)
当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	・縮尺 1 / 100以上 ・敷地境界、建築物又は工作物等の位置を記載したもの	(注)
建築物又は工作物の彩色が施された立面図	・縮尺 1 / 50以上 ・色彩(マンセル値表示)、各部分の仕上げを記載したもので、彩色されているもの	(注)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注)

(注) 規定された縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、宮津市長が適切と認める縮尺の図面に替えることができます。

規定された書類の添付の必要がないと宮津市長が認める場合は、これを省略することができます。

## 届出の際に必要な書類

### 開発行為に係る行為

正本1部及びその写し1部を提出してください

図書の種類	内 容	備 考
行為届		
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	
当該区域及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺 1 / 2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注)
当該区域及び周辺の状況を示す写真	・当該区域の付近から撮影したものと、周辺のまちなみがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注)
設計図又は施行方法を明らかにする図面	・縮尺 1 / 100以上	(注)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注)

(注) 規定された縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、宮津市長が適切と認める縮尺の図面に替えることができます。

規定された書類の添付の必要がないと宮津市長が認める場合は、これを省略することができます。

## 届出の際に必要な書類

土地の形質の変更、木材の伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋立て、特定照明に係る行為

正本1部及びその写し1部を提出してください

図書の種類	内 容	備 考
行為届		
行為変更届	・届出事項の変更をする場合	
当該区域及び周辺の状況を表示する図面	・縮尺 1 / 2,500以上 ・方位、行為地を記載したもの	(注)
当該区域及び周辺の状況を示す写真	・当該区域の付近から撮影したものと、周辺のまちなみがわかるように距離をおいて撮影したもの	(注)
設計図及び施行方法を明らかにする図面	・縮尺 1 / 100以上	(注)
行為の制限に対する措置状況を記した書類		(注)
その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの	(注)

(注) 規定された縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、宮津市長が適切と認める縮尺の図面に替えることができます。

規定された書類の添付の必要がないと宮津市長が認める場合は、これを省略することができます。